

職業安定行政

職業相談・職業紹介

仕事を探している方(求職者)に、職業相談を通じて職業情報やその他就職に関する情報を提供し、求職者がその適性、能力、経験、技能の程度などにふさわしい職を選択することができるよう窓口で助言、援助を行う業務です。

職業相談を行うにあたっては、希望する仕事内容や労働条件などの求職者のニーズを的確に把握し、仕事経験や能力などの適性を考慮した適切な求人を提案することが求められます。

この業務を通じて、職業相談・職業紹介の実践的知識・経験を深め、地域の雇用情勢を踏まえた就職面接会など様々な施策を企画立案できるエキスパートになることが期待されています。



仕事の内容や必要なスキルなど、職業に関するさまざまな情報を提供するサイト“job tag”です。職員の見出しとjob tag等のツールを活用して、仕事内容を説明したり、求職者一人ひとりに沿った職業を紹介しています。

人材開発行政

人材育成

人材育成業務を担う部署として、労働局職業安定部に「訓練課」が設置されています。

訓練課では、右記のような人材育成に関する多様な業務を行っています。

現在、誰もが何歳になっても学び直し、その能力を発揮し、いきいきと働くことができるよう、働く人の未来への挑戦にしっかりと寄り添う人づくりへの期待が高まっています。

そのため、労働局の職員は、地域の「人づくり」のエキスパートとして最前線で活躍することが期待されています。

ハロートレーニング (公的職業訓練)関係

地域のニーズを踏まえた訓練が実施されるよう、都道府県などの関係機関と連携し、ハロートレーニングの総合的な訓練計画を策定するなどの業務



ジョブ・カード(※) 関係

地域におけるジョブ・カードの普及促進などの業務
※これまでのキャリアを振り返り、自身の経験や能力などの整理を通じて、自己理解を深めることにより、今後どのような職業人生を歩みたいのかを考えるためのツール(シート)

技能検定関係

国家検定制度である技能検定の周知広報に関する業務

地域若者サポート ステーション関係

若年無業者(ニート)等の就労支援を行う「地域若者サポートステーション事業」に関する業務

技能実習制度関係

我が国で培われた技能、技術又は知識の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした外国人技能実習制度(※)について、外国人技能実習機構などの関係機関と連携し、法律などのルールに基づく適正な運用を図る業務
※令和9年4月から人材育成及び人材確保を目的とする外国人育成労制度に替わります。

雇用保険の給付

雇用保険部門の主な業務は、「企業に雇用された労働者を雇用保険の被保険者として加入手続をする」「失業された方に対して、失業給付の額を決定し支給する」の2つです。

この業務を行うためには、雇用保険法だけでなく、労働基準法などの「関係法令」や法解釈や具体的な取扱いを示した「業務取扱要領」を参照する必要があります。

例えば、雇用保険の適用対象になる「労働者」か否かの判断にあたって、労働基準法上の判断基準を参照したり、失業給付を支給するために雇用保険と厚生年金保険との調整を行ったりするなど、業務内容は公平・公正な対応が求められます。

ハローワークの窓口における利用者との面談や提出された書類を通じて、様々な法令などに精通し、中堅職員になる頃には「社会保険制度」のエキスパートとして活躍することが期待されています。

雇用環境・均等行政

企業指導

雇用環境・均等部(室)では、誰もがいきいきと働きやすい雇用環境を実現するため、働き方改革の推進や女性の活躍推進、多様な働き方の実現に向けた環境整備などの業務を担っています。

企業指導業務の担当は、次の業務を行っています。

- ・パワーハラスマント、セクシュアルハラスマントの防止、妊娠・出産を理由とする不利益取扱いなどに対処するための事業主への指導
- ・同一労働同一賃金の実現に向けた非正規雇用労働者の待遇改善、仕事と育児の両立などの相談対応
- ・「くるみん」「えるぼし」など両立支援や女性の活躍を推進する企業の認定

企業指導業務の担当者は、幅広い法律の知識を駆使し、法律が守られるよう企業指導のエキスパートとして活躍することが期待されています。



労働基準行政

労災補償

労災担当部署では、仕事や通勤によるケガなど、労働災害に遭われた方やそのご遺族に対して、迅速かつ公正な保険給付を行っており、保険給付などに関する相談をはじめ、給付請求書の受付から審査、調査、決定までの業務を担当しています。

また、社会復帰に向けた事業(義肢等の支給や遺児の就学費用の援助等)を実施するなど、被災労働者やそのご遺族の生活保障に欠かせないものとなっています。

過労死等や石綿健康被害などの労災請求については、関係者からの聴き取りや医証の収集などの調査を行い、業務に起因するものかどうかを迅速・適正に決定することが求められています。

労災担当部署の職員は、労災保険がその役割を果たせるよう、労災請求に対する調査等を通じ、労災補償に関する実践的知識・経験を培い、労災保険制度に関するエキスパートとして活躍することが期待されています。

広報・企画調整

広報・企画調整業務の担当は、次の業務を行っています。

企画調整業務

- ・労働局が各地域で施策を総合的に展開するための企画、労働局内外の調整
- ・労働局の行政運営方針の策定

広報業務

- ・労働局全体の施策の周知広報
- ・記者会見の主催、ホームページの管理
- ・労働法制セミナーの開催
- ・企業の両立支援の取組、時間外労働の改善の取組、最低賃金引上げの取組を支援するための助成金の支給

広報・企画調整業務の担当者は、労働局全体の動きに関わる存在であり、地域の働き方改革を推進する存在として活躍することが期待されています。

労働保険適用徴収

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われています。

農林水産の一部の事業を除き、労働者(パートタイマー、アルバイト含む)を一人でも雇用していれば労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働局では、労働保険適用関係申請書等の審査や労働保険料の審査、調査及び収納・徴収の業務を行っています。

労働保険未手続の事業主に対する手続指導、立入検査、滞納事業主に対する差押執行など、日々の業務が費用の公平負担、さらには労働保険制度の健全運営につながる、とてもやりがいのある仕事です。



事業主から提出された「労働保険料申告書」です。
雇用している労働者の賃金総額に保険料率を乗じることで、保険料額を算出し、徴収します。